



山形県公報

平成23年6月21日（火）
第2253号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…641
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…642
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…643
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 歳入の収納の事務の委託……………（長寿社会課）…644
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…645
- 県営土地改良事業計画の決定……………（同）…同
- 同……………（同）…646
- 同……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………647

### 公 告

- 平成24年度山形県立高等学校の入学者の募集……………（教育委員会）…同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…648
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…649

## 告 示

### 山形県告示第557号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.80パーセント」を「年0.70パーセント」に、「年0.60パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年5月20日から適用する。
- 2 平成23年5月20日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日      |
|-----------------|-----------------------|------------|
| おきたま調剤薬局        | 長井市幸町16番12号           | 平成23. 4. 1 |
| おきたま調剤薬局公立病院前店  | 東置賜郡川西町大字西大塚字横道1371-5 | 同          |
| フラワー調剤薬局        | 長井市大町9-18             | 同          |
| すみれ調剤薬局東根店      | 東根市中央三丁目2番14号         | 同          |
| すみれ調剤薬局東根中央店    | 東根市中央三丁目9番6号          | 同          |
| すみれ調剤薬局公立置賜病院前店 | 東置賜郡川西町大字西大塚字堂ノ前参1973 | 同          |
| すみれ調剤薬局西川町立病院前店 | 西村山郡西川町大字海味542-1      | 同          |

## 山形県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地            | 廃止年月日       |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| 青木クリニック産科婦人科    | 新庄市沼田町6番22号           | 平成23. 2. 28 |
| おきたま調剤薬局        | 長井市幸町16番12号           | 平成23. 3. 31 |
| おきたま調剤薬局公立病院前店  | 東置賜郡川西町大字西大塚字横道1371-5 | 同           |
| フラワー調剤薬局        | 長井市大町9-18             | 同           |
| すみれ調剤薬局東根店      | 東根市中央三丁目2番14号         | 同           |
| すみれ調剤薬局東根中央店    | 東根市中央三丁目9番6号          | 同           |
| すみれ調剤薬局公立置賜病院前店 | 東置賜郡川西町大字西大塚字堂ノ前参1973 | 同           |
| すみれ調剤薬局西川町立病院前店 | 西村山郡西川町大字海味542-1      | 同           |

**山形県告示第560号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
吾妻歯科クリニック  
北村山郡大石田町駅前通り6番地1
- 2 届出の内容

| 指定医療機関の所在地        |                  | 変更年月日       |
|-------------------|------------------|-------------|
| 変 更 前             | 変 更 後            |             |
| 北村山郡大石田町大字大石田乙606 | 北村山郡大石田町駅前通り6番地1 | 平成23. 3. 19 |

**山形県告示第561号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                        | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日       |
|---------------|--------------------------------------|-------------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム 山静寿 | 介護老人福祉施設<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 山形市大字沼木字下河原1133-1 | 平成23. 4. 11 |

**山形県告示第562号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地   | 廃止年月日       |
|-------------------|------------------|--------------|-------------|
| デイサービスセンターみどり     | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 酒田市砂越緑町5-43  | 平成19. 5. 1  |
| デイサービスセンター「よつばの里」 | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市本町三丁目2番5号 | 平成23. 3. 31 |

|                 |                                |              |   |
|-----------------|--------------------------------|--------------|---|
| 本間病院通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 酒田市中町三丁目5-23 | 同 |
|-----------------|--------------------------------|--------------|---|

**山形県告示第563号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会  
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 平成23年5月30日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第564号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 高 橋 久   | 北村山郡大石田町大字横山466 |
| 同        | 小 内 英 徳 | 同 768           |
| 同        | 木 村 和 夫 | 同 259-1         |
| 同        | 森 二 郎   | 同 大字田沢1724-67   |
| 同        | 井 上 重 美 | 同 1927          |
| 同        | 西 川 孝 士 | 村山市大字富並3887     |
| 同        | 矢 作 武 夫 | 同 4686-1        |
| 同        | 阿 部 作 雄 | 同 2230          |
| 同        | 高 橋 富 男 | 同 708           |
| 同        | 大 場 耕 一 | 同 1577          |
| 監 事      | 大 室 栄 一 | 同 3728          |
| 同        | 高 橋 宏 明 | 北村山郡大石田町大字田沢848 |

|   |      |            |
|---|------|------------|
| 同 | 大場 繁 | 村山市大字富並889 |
|---|------|------------|

## 山形県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 高 橋 久   | 北村山郡大石田町大字横山466 |
| 同        | 小 内 英 徳 | 同 768           |
| 同        | 森 二 郎   | 同 大字田沢1724-67   |
| 同        | 井 上 重 美 | 同 1927          |
| 同        | 奥 山 政 雄 | 同 大字横山429       |
| 同        | 西 川 孝 士 | 村山市大字富並3887     |
| 同        | 阿 部 作 雄 | 同 2230          |
| 同        | 大 場 耕 一 | 同 1577          |
| 同        | 青 柳 房 男 | 同 4894-53       |
| 同        | 青 柳 政 司 | 同 5915-2        |
| 監 事      | 高 橋 宏 明 | 北村山郡大石田町大字田沢848 |
| 同        | 木 村 和 夫 | 同 大字横山259-1     |
| 同        | 矢 作 武 夫 | 村山市大字富並4686-1   |

## 山形県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営荻野戸地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営荻野戸地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
天童市役所
- 縦覧に供する期間  
平成23年6月27日から同年7月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第567号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営新西地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営新西地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年6月27日から同年7月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第568号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営西郷名取地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営西郷名取地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年6月27日から同年7月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第569号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

鶴岡市下川 他（西郷地域）

- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年3月31日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（公共下水道計画図作成）

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月21日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗     | 一 |

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
尾形 吉則 山形市小立一丁目4番19号  
吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23-302号 VESTA七日町  
手塚 孝樹 山形市本町二丁目3番40号-703 D'クラディア本町
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成23年6月21日から平成24年3月31日まで

## 公 告

平成24年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成23年6月21日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|--------------|---------|---------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生 産 情 報 | 12      |

（注）入学志願に係る詳細については、別記「平成24年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記

##### 平成24年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

- 1 志願資格  
次の各号の一に該当する者  
(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成24年3月卒業見込みの者  
(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域  
県下一円
- 3 出願期間  
平成23年8月8日（月）から同月12日（金）正午まで
- 4 提出書類

- (1) 入学願書  
学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
  - (2) 履歴書・身上書  
学校所定のもの
  - (3) 写 真  
最近3か月以内に撮影したもの
  - (4) 調査書  
進学用の所定の様式のもの
  - (5) 健康診断書  
学校所定のもので、平成23年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜  
提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。
- (1) 学力検査
    - イ 検査教科  
工 業
    - ロ 検査時間  
70分
    - ハ 検査期日  
平成23年8月17日（水）
  - (2) 面接期日  
平成23年8月17日（水）学力検査終了後  
\*定員に満たない場合は1月に2次募集と選抜を実施する。（小論文と面接による選抜）
- 6 合格発表  
平成23年8月24日（水）午後3時予定
- 7 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成22年5月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成23年5月27日付けで山形県知事から通知があった。

平成23年6月21日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗     | 一 |

| 外部監査<br>実施機関名 | 監 査 結 果                                                                                                                          | 措 置 の 内 容                                                 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 工業振興課         | 〈中小企業高度化資金〉<br>不納欠損に係る規定に不備がある。限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなると判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。 | 「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」の改正を行った。                 |
| 工業振興課         | 〈中小企業設備近代化資金〉<br>債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。             | 今まで別綴りにになっていた審査資料を本体資料と一綴りにして債務者ごとに保管することとし、今後も適切に保管していく。 |



|               |                                                                                                                                                                            |                                                                                             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内総合支庁産業経済企画課 | <p>〈中小企業設備近代化資金〉</p> <p>不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。</p> <p>「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。</p> | <p>「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。</p> <p>当該債務者に対する手続は改正手引きに基づき、今後、適切に行う。</p> |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月21日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成23年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワプロテック株式会社山形事業所 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館5階
- 5 落札金額 31,290,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年4月8日

平成23年 6月21日印刷  
平成23年 6月21日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056